

三鷹市生涯学習施設等予約システム利用規約

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「予約システム」といいます。）により、市が管理する公共施設等（以下「公共施設等」といいます。）の予約等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市

三鷹市（三鷹市スポーツ施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）第3条に規定する施設の指定管理者を含みます。）をいいます。

(2) サービス

予約システムで提供する施設予約等の各種機能をいいます。

(3) ユーザー

予約システムの使用主体となる団体又は個人をいいます。

(4) ログインID及びパスワード

予約システムの本人認証に用いるユーザー識別コード及びユーザーが任意に定めた番号等をいいます。

(5) 利用登録

予約システムのユーザーであることを識別できる情報を予約システム上に登録することをいいます。

(6) 公共施設等

市の条例で規定されている施設のほか、市が協定等を締結し、サービスを通じてユーザーが使用可能な民間企業・団体が管理するスポーツ施設をいいます。

(7) 施設例規等

施設の使用について定められた市の条例、規則等をいいます。

(8) 使用申請

ユーザーがサービスにより施設使用の予約申請を行うことをいいます。

第3条（適用）

- 1 本規約は、市が運営する予約システムを使用する条件及びユーザーと市との間の権利義務を定めることとし、ユーザーと市との間の予約システムの利用に関わる一切の關係に適用されます。
- 2 ユーザーは、本規約に同意しなければ、予約システムを使用することはできません。
- 3 市は、市が必要と判断する場合、ユーザーに通知することなくいつでも本規約及びサービ

その内容の変更、サービスの提供を中止することができるものとします。

第4条（ユーザー情報等）

市は、予約システムにおけるユーザー情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、三鷹市個人情報保護条例（令和4年三鷹市条例第26号）その他の関係法令（以下「個人情報の保護に関する法律等」といいます。）に基づき、以下のとおり個人情報の適切な取扱い及び保護について必要な措置を講じます。

- (1) 市は、予約システムにより以下のユーザー情報を取得し、利用目的に沿って適切に取り扱うこととし、ユーザーはこれに同意するものとします。

ユーザー情報	利用目的
<ul style="list-style-type: none">・ログインID・代表者、連絡担当者、構成員の情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、FAX番号、勤務先・学校名称及び住所、本人確認書類・在勤在学証明書の写し）・当日使用責任者の情報（氏名、住所、生年月日）・施設予約、使用料支払い情報（銀行口座情報）・人財バンク登録者情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、FAX番号、資格名称）・サービスへの問い合わせ情報（氏名、年代、性別、メールアドレス）	<ul style="list-style-type: none">・予約システム運用に伴うユーザー管理・各種サービス提供及び管理・各種案内、問い合わせ対応・事業分析等業務

- (2) ユーザーは、市が取得したユーザー情報について、予約システムの運用及び施設管理に係る市の委託事業者に予約システムの運用のため同委託事業者においてユーザー情報を取り扱うことについて同意するものとします。
- (3) ユーザーは、団体のユーザー情報の利用登録に当たり、個人情報を使用する場合には、あらかじめ対象者に本規約の内容を周知し、同意を得るものとします。
- (4) 市は、予約システム及びサービスに関する業務におけるユーザー情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律等に基づき、その業務に従事する職員及び委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うものとします。
- (5) 収集したユーザー情報は厳重に管理し、漏えい、滅失、損傷その他の事故の防止に必要な措置を講じます。なお、取得した個人情報については、ユーザーが登録の廃止を希望し、登録が廃止された場合は、市が定める保存期間を経過後、速やかに廃棄又は消去します。

第5条（施設例規等の優先）

使用申請した公共施設等の使用及び当該使用に係る使用料の支払手続等に当たっては、下表

の対象施設ごとの施設例規等に従うこととします。

<対象施設例規等>

対象施設	例規等	公開 URL
SUBARU 総合スポーツセンター、大沢総合グラウンド、大沢野川グラウンド、井ログラウンド、新川テニスコート、下連雀ゲートボール場	三鷹市スポーツ施設条例（昭和 48 年三鷹市条例第 24 号）、三鷹市スポーツ施設条例施行規則（平成 28 年三鷹市規則第 51 号）、三鷹市スポーツ施設の使用に係る取扱要領、施設の利用方法及び各施設における注意事項について	https://www.mitakagenki-plaza.jp/sports/riyou_kiyaku.html
子ども発達支援センター	三鷹市子ども発達支援センター条例（平成 28 年三鷹市条例第 6 号）、三鷹市子ども発達支援センター条例施行規則（平成 28 年三鷹市規則第 52 号）、施設の利用方法及び各施設における注意事項について	
中原スポーツ児童遊園	三鷹市立児童遊園条例（昭和 39 年三鷹市条例第 20 号）、三鷹市立児童遊園条例施行規則（平成 27 年三鷹市規則第 56 号）、三鷹市スポーツ施設の使用に係る取扱要領、中原スポーツ児童遊園注意事項	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/053/053763.html
新川暫定広場	三鷹市新川暫定広場管理運営要綱、新川暫定広場球技場の予約可能枠について、ご利用の際の注意事項について	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/079/079233.html
生涯学習センター	三鷹市生涯学習センター条例（平成 28 年三鷹市条例第 5 号）、三鷹市生涯学習センター条例施行規則（平成 28 年三鷹市規則第 50 号）、三鷹市生涯学習センター条例施行規則取扱要領、施設の利用方法及び注意事項について	https://www.mitakagenki-plaza.jp/shogai/guide/
福祉センター	三鷹市福祉センター条例（平成 28 年三鷹市条例第 8 号）、三鷹市福祉センター条例施行規則（平成 28 年三鷹市規則第 54 号）、三鷹市福祉センターの施設の使用に関する事務取扱要領、施設の利用方法及び注意事項について	
総合保健センター	三鷹市総合保健センター条例（平成 9 年三鷹市条例第 7 号）、三鷹市総合保健センター条例施行規則（平成 9 年三鷹市規則第 26 号）、三鷹市総合保健センターの施設の使用に関する事務取扱要領、施設の利用方法及び注意事項につ	

	いて	
東・西多世代交流センター	三鷹市多世代交流センター条例（平成28年三鷹市条例第26号）、三鷹市多世代交流センター条例施行規則（平成28年三鷹市規則第56号）、三鷹市多世代交流センター条例施行規則取扱要領	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/078/078628.html
学校開放施設（スポーツ）	三鷹市立学校施設の開放に関する条例（平成10年三鷹市条例第27号）、三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成10年三鷹市教育委員会規則第9号）、三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要領、学校施設使用の皆様へお願い、三鷹市立学校体育館空調設備（冷房機能）利用ガイドライン	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/001/001641.html
学校開放施設（会議室等）	三鷹市立学校施設の開放に関する条例（平成10年三鷹市条例第27号）、三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成10年三鷹市教育委員会規則第9号）、三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要領、利用手引	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/001/001563.html

第6条（利用登録）

予約システムの利用登録を希望する団体又は個人（以下「登録希望団体等」といいます。）は、市の定める方法によって利用登録を申請し、市がこれを承認することによって利用登録が完了するものとします。市は、登録希望団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用登録の申請を承認しないことがあります。

- (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 本規約又は施設例規等に違反する申請である場合
- (3) 本規約又は施設例規等に違反したことがある団体又は個人からの申請である場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市が利用登録を行うことが相当でないと判断した場合

（利用登録申請者の確認等）

第7条 前条に規定する利用登録の申請があったときは、申請者及び第3項に規定する対象者が本人であることを、氏名、住所及び年齢を確認できる本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、住民票等）との照合により確認します。

- 2 市内に在勤又は在学していることは、在勤又は在学を確認できる書類（社員証、在勤証明書、学生証、在学証明書等）との照合により確認します。
- 3 利用登録の申請が団体の場合は、次の表の左欄に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる対象者について本人確認書類を確認します。

対象施設	対象者
SUBARU 総合スポーツセンター、大沢総合グラウンド、大沢野川グラウンド、井ログラウンド、新川テニスコート、下連雀ゲートボール場、子ども発達支援センター体育室、中原スポーツ児童遊園、新川暫定広場	代表者（個人登録を含む）、連絡担当者、構成員
生涯学習センター、福祉センター、総合保健センター	代表者
東・西多世代交流センター	代表者
学校開放施設	代表者

- 4 対象者が第6条各号のいずれかに該当するときは、利用登録はできません。
- 5 前項に規定する該当者が団体の構成員の場合は、当該構成員の利用登録ができないことについて代表者に通知します。

第8条（ログインID及びパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、ログインID及びパスワードを管理するものとします。ユーザーは、いかなる場合においても、ログインID及びパスワードを第三者に開示、譲渡、又は貸与することはできません。

第9条（通知又は連絡）

- 1 ユーザーと市との間の通知又は連絡は、予約システム又はユーザーが登録するメールアドレスを通じて行うものとします。ただし、必要に応じて電話、文書その他の手法により行うことがあります。
- 2 ユーザーが、予約システムのサービスのうち「生涯学習サークル情報」及び「生涯学習人材バンク『まちの先生』情報」（以下「生涯学習サークル情報等」といいます。）の登録者に対して問合せを行う場合は、予約システムを通じた問合せ機能（以下「生涯学習サークル情報等問合せ機能」といいます。）によってメールにより行うものとする。
- 3 ユーザーは、前項に規定する問合せを行う場合、次に掲げる事項に同意があったものとみなします。
 - (1) 生涯学習サークル情報等は、登録を希望する各団体及び個人からの申告に基づき掲載するものとし、市は、掲載内容の正確性、完全性、最新性等について保証するものではありません。
 - (2) 生涯学習サークル情報等問合せ機能により行われた問合せに対する回答は、問合せを受けた生涯学習サークル情報等の登録者の判断により行われ、市は一切の責任を負いません。

第10条（利用制限及び登録抹消）

市は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、事前に通知することな

く、既に予約済の施設の取消しを含むサービスの全部若しくは一部の利用を制限し、又は利用登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 施設例規等で定められている事項に違反した場合
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団等」といいます。）に該当すると判断した場合
- (5) ユーザーから暴力団等に該当する者に対して直接又は間接に利益を供与する行為が行われた場合
- (6) 施設の使用において公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為を行った場合
- (7) 第12条に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市がサービスの使用を適当でないユーザーと判断した場合

第11条（施設使用料の支払い方法）

- (1) ユーザーは、予約システムにおいて、利用者がサービスの利用に当たり選択可能な支払い方法のいずれかにより施設使用料を支払うことができます。
- (2) ユーザーは、予約システムにおいて使用料を支払うに当たり、市が指定した指定納付受託者、クレジットカード会社その他の決済事業者（指定納付受託者と事業提携を行う事業者を含み、以下「決済事業者等（指定納付）」といいます。）に納付事務を委託するものとします。
- (3) ユーザーは、本規約のほか、自己が利用する各支払方法にかかる決済事業者等（指定納付）が定める利用規約等の利用条件を遵守するものとします。クレジットカードの不正利用など、ユーザーが本規約に違反した場合、当該ユーザーの市に対する施設使用料の納付の委託が取り消されたものとみなし、手続きの中断等を行います。また、ユーザーがかかる決済事業者等（指定納付）が定める利用規約等の利用条件に違反した場合、決済事業者等（指定納付）が市に対する施設使用料の納付事務を行わず、又はこれを取り消す場合があります。これらの支払方法にかかる利用条件等については、各決済事業者等（指定納付）のホームページ等で各自ご確認ください。
- (4) ユーザーは、自らが選択した支払い方法に応じて予約システム上で要求される所定の情報すべてについて、正確かつ漏れなく入力するものとします。
- (5) ユーザーは、自己が選択した支払い方法において支払い期日の指定がある場合には、かかる指定の期日までに支払いを完了させるものとします。
- (6) ユーザーが、予約システム上の決済方法により納付を行った（利用した決済方法の決済完了がされたことを含みます。）場合、施設使用料の納付を委託したものとみなし、市が指定した指定納付受託者又は市が指定した指定納付受託者が納付事務を委託した決済事業者等（指定納付）の指定する方法により納付者に対して通知します。

第12条（禁止事項）

ユーザーは、予約システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- （1）予約システムをサービス利用の目的以外で利用すること。
- （2）予約システムに対し、不正にアクセスすること。
- （3）予約システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- （4）予約システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- （5）他ユーザーのID、パスワード等を不正に使用すること。
- （6）その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

第13条（免責事項）

市は、ユーザーが予約システムを利用したことにより発生したユーザーの損害及びユーザーが第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 市は、予約システムの停止、中止、中断等により発生したユーザーの損害について、一切の責任を負いません。

3 市は、前条の規定による利用の制限等により生じたユーザーの損害について、一切の責任を負いません。

【令和8年4月15日制定】